

資 料

(追加のご意見等)

平成 21 年 6 月 19 日

中津川委員

◆信用金庫と地域信用組合のあり方

第13回会合において、「一般の金融機関的な性格が強かった旧市街地信用組合の多くが信用金庫に変わり、中企法の下での信用組合は、協同組織性をより一層強く志向する金融業として位置付けられた。したがって、そもそも信用組合というのは、協同組織機関のルーツであり、理念等の相違から信用金庫に変わったところ、あるいは労働金庫等と違う方向を目指したということになる。信用組合は、そもそもの形で踏みとどまって今日業務を行っている。信用金庫の貸出先は主として従業員が10名以下の事業者が8割、信用組合はそれよりもさらに低い従業員4名以下という企業体が8割であり、本当の意味での零細企業を対象とした取引が主体になっている。他業態との競合については、上位業態や信用金庫と激しくバッティングしているという現状はないと言える。」と発言しているが、論点整理に反映されていない。第15回会合において、あらためて発言したが、第15回会合における佐藤委員の発言も含め、業界委員の意見を報告書に盛り込んでいただきたい。

◆業域信用組合と職域信用組合のあり方

業域・職域信用組合のあり方について、本来の使命を果たしていないのではないかと整理されているが、まず、職域信用組合は、協同組合の特性を最も残している信用組合であり、地方自治体の福利厚生事業的な面でも大きな役割を果たしていると言える。また、融資の面だけにスポットが当てられているが、やはり少額の預金者への対応は非常に重要な仕事であり、共に働く職員、社員の方々の小口の預金の積み上げによる資産形成の手助けとしての役目は十分果たし得ており、職域は最も相互扶助の強い組織であると言える。

業域信用組合は、当該業種の企業群ならびに携わる人々を組合員とし、その特徴等を十分に理解しており、ともに歩んで来ている組合員への金融サービスの提供を通じて、その経済的地位の向上に努めている。

今日では、相対的に組合員の地位が上がってきている信組もあるが、銀行に行けば全て融資が受けられるといったものではなく、また、組合員同士「比較的余裕のある者が余裕のない者を助ける」といった相互扶助の精神は今日に至っても受け継がれており、職域・業域信組の存在意義は変わっていない。

以上

村本委員

1. 人材育成に関連して

人材育成、人材教育・研修は、協同組織金融機関にとって重要な課題であり、多くの委員のご指摘に賛同するが、現在でも中央組織が研修所（信金研修所、信用組合研修所）を設置しており、かつ中央組織・中央機関がトレーニーの受け入れ等も行なっていることを考えると、課題はその活性化を如何に行なうかである。中小企業大学校（中小企業基盤整備機構）は校外研修（出前研修）等も実施しており、その活用等も検討課題であろう。

2. ガバナンスに関連して

ガバナンスの充実は、協同組織金融機関の規模・地域性等が多様であるので、種々の工夫が必要と思料され、個別機関の自主的な選択の余地を残すことも必要である。総代の選任について、法令に基づく一律の選挙は困難かもしれないが、現行制度でも立候補制を排除していないので、総代の一部を立候補制にする、あるいは総代候補の信任投票制などを個別機関の自主的判断で選択することもありえよう。